

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 規則
  - 福島県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 三
  - 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 三
  - 告示
    - 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 四三
    - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四三
    - 落札者を決定した件 四四
    - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四五
    - 福島県教育委員会教育長 随意契約の相手方を決定した件 六

## 規則

福島県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第一号

#### 福島県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

福島県クリーニング業法施行細則（昭和四十四年福島県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十一号様式備考一(4)中「脱脂の手札型（縦10.8センチメートル、横8.3センチメートル）」

ル)のもの」を「脱脂（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル）のもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。」に改める。

### 附則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県クリーニング業法施行細則第十一号様式による受験願書は、改正後の福島県クリーニング業法施行細則第十一号様式による受験願書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県クリーニング業法施行細則第十一号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。  
(食品生活衛生課)

### 福島県規則第二号

#### 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。  
別表第一株式会社東邦銀行郡山大町支店の項中「郡山市大町」を「郡山市駅前」に改める。

### 附則

この規則は、令和二年一月二十日から施行する。

(出納総務課)

## 告示

### 福島県告示第四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年一月十日から同年五月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社イトーヨーカ堂平田 福島県いわき市平六丁目六番地二
- 二 変更しようとする事項
  - 1 駐車場の位置  
(変更前) 別紙図面のとおり  
(変更後) 別紙図面のとおり

- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 駐車場1 午前八時三十分から午後十一時三十分まで  
(変更後) 駐車場1 廃止
- 3 駐車場の自動車の出入口の位置  
(変更前) 別紙図面のとおり  
(変更後) 別紙図面のとおり  
変更しようとする年月日  
令和二年八月二十五日
- 4 届出年月日  
令和元年十二月二十五日
- 5 届出をした者  
真砂不動産株式会社  
株式会社イトヨーカ堂  
(「別紙図面」は省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第五号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年一月十日から同年二月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ザ・モール郡山 福島県郡山市長者一丁目一番五六号
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

**公 告****公告第2号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県環境創造センター電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年1月10日

福島県環境創造センター所長 角山茂章

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県環境創造センター電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県環境創造センター総務企画部総務課 福島県田村郡三春町字深作10番2号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年11月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
丸紅新電力株式会社 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
- 5 落札金額  
54,239,802円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和元年10月18日

(環境共生課)



